

## 経営開始資金の交付要件【令和7年度】

交付対象者は、次の1～11のすべてを満たすことが必要

- 1 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満の認定新規就農者であり、次世代を担う農業者になることに強い意欲を有していること。
- 2 独立・自営就農であること。
  - (1) 「独立・自営就農」とは自ら作成した青年等就農計画等に即して主体的に農業経営を行っている状態を指し、以下の要件をすべて満たすもの。
    - ①農地の所有権、又は利用権を有している。
    - ②主要な機械・施設を交付対象者が所有、又は借りている。
    - ③生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引している。
    - ④農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳と帳簿で管理している。
  - (2) 「経営の全部又は一部継承」の場合は、以下の要件をすべて満たすこと。
    - ①継承する経営に従事してから5年以内に経営を継承して、上記(1)を満たす農業経営を開始すること。
    - ②交付期間中に、新規作目の導入など、新規参加者と同等のリスクを負って経営を開始する青年等就農計画であると市町村長に認められること。
- 3 青年等就農計画(経営開始資金申請追加資料)が、独立・自営就農5年後には農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること。  
→農業には、農業生産のほか自ら生産した農産物を使った関連事業(農産物加工、直接販売等)も含む。
- 4 「目標地図」に位置づけられること等  
→市町村が作成する「目標地図」に位置づけられていること(もしくは位置づけられることが確実であること)又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- 5 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと。  
また、「農の雇用事業」、「就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業」、「雇用就農者実践研修支援事業」による助成金、又は「経営継承・発展支援事業」による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
- 6 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合、園芸施設共済等保証に加入、又は加入が確実に見込まれること。
- 7 前年の世帯全体の所得が600万円以下であること。
- 8 地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。
- 9 令和4年4月以降に農業経営を開始した者であること。
- 10 環境負荷低減事業活動に取り組む意思があること。
- 11 原則、交付期間中に、農業経営力の向上に資する研修を受講し、修了すること。

### 交付対象の特例

- ①夫婦ともに就農する場合は、夫婦合わせて1.5人分を交付。  
(家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確であることが必要)
- ②複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに交付。

### 交付停止

- ①前年世帯所得600万円(経営開始資金含む)を越える場合
- ②適切な農業経営を行っていないと市町村が判断した場合など

### 返 還

- ・交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しなかった場合